平成２３年（フ）第１５８２１号
埼玉県三郷市彦成３丁目９－２－505
債務者　馬場いよ子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８２２号
埼玉県三郷市彦成４丁目６－２－401
債務者　酒井　吉彦
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８２３号
埼玉県三郷市彦成４丁目６－２－401
債務者　酒井真由美
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８２６号
東京都江戸川区松島２丁目８－８　ペアシティマンションＮＯ．１－205
債務者　佐藤　啓子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８２９号
東京都中央区日本橋中州５－１－518
債務者　小峯　哲也
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８３０号
東京都中央区日本橋中州５－１－518
債務者　小峯麻由美（旧姓逆井）
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８３１号
東京都豊島区西巣鴨２丁目25－１－101
債務者　早田　昭夫
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８３２号
埼玉県幸手市大字神明内133－１
債務者　武井　　仁
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８４９号
東京都荒川区西日暮里２－37－２－203、住民票上の住所東京都足立区西新井本町４丁目28－３
債務者　中村喜代子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８５０号
東京都足立区千住柳町11－７－201
債務者　戸井田政志
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８５４号
埼玉県吉川市吉川団地３－７－404
債務者　小池　　力
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８５５号
東京都新宿区西新宿３丁目５－12－804
債務者　柳澤　秀亮
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８５６号
東京都大田区東六郷２丁目６－９－103
債務者　安達　祐子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８５７号
東京都足立区保塚町15－６－202
債務者　長瀬　幸子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８５８号
東京都足立区加賀２丁目31－１－206
債務者　関根千恵子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８６４号
東京都目黒区碑文谷４丁目20－20－201
債務者　山田　理恵（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部